

# 平成17年度審査報告書

( 抜粋版 )

平成 18 年 3 月 23 日

昭島市補助金等適正化委員会

## はじめに

昭島市における補助金制度のあり方と今後の補助金適正化に向けた検討を行うことを目的に、平成 15 年 12 月に設置された補助金等適正化委員会の活動も 2 年目を迎えました。が、本年度においては、委員会が提言した公募型市民活動支援補助制度を具現化した市民活動支援事業補助金が創設されたほか、既存補助金の中でも、一部に委員会の報告書に添った形での減額措置が散見されるなど、一定の成果が現れてきています。

しかしながら、昭島市を取り巻く現在の社会経済状況をみると、大企業を中心にして低迷期を脱したといわれる景気の動向についても、依然として中小企業や個人消費には、なかなか反映されていない状況にあります。さらに国の三位一体改革による市財政への影響はいまだ不透明で、依然として基金の取り崩しや起債に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いております。こうした中であって、さらなる補助金の適正化は、まさに昭島市にとって喫緊の課題であります。

一方、2007 年問題といわれるように、団塊世代の大量退職時代が間近に迫り、今後、多くの方が地域に戻り、地域に根ざしたまちづくり活動や自主的な団体活動を開始したり、新たに参加されることが予想されます。これは市民との協働によるまちづくりを推進する昭島市にとっては大きなチャンスであり、この機会を見逃すことなく、その人的資源の活用と新たな発想によるまちづくりの推進に向けた取り組みが重要であります。

こうした中で市民活動支援事業補助制度がスタートしましたが、本制度は、まさに新たな時代に対応した公益的なまちづくり活動に対する支援という目的を持ち、市民の視点と透明性・公平性を制度として保障した補助金であり、昭島市の今後の補助金制度のあり方を示すものと考えています。

また、昨年度から引き続き行っている既存補助金の検証や新規補助金の審査に当たっては、細部にわたって審査を行う必要があることから、本年度においては所管課の出席を求めて直接意見聴取するなど、より慎重な審査を行ったところであります。市においては報告書の内容を踏まえた対応を図られるよう期待するものです。

本委員会では、今後も市民活動支援補助制度の充実、既存補助金の市民の視線に立った検証の継続、新規補助金の創設時における審査の 3 本の柱を立てて、引き続き補助金の適正化に向けた検討を行っていく所存であります。

最後に、本報告書が補助金制度の適正化、ひいては昭島市の行財政運営における「最小の経費による最大の効果の発揮」の一助となることを願って、結びといたします。

昭島市補助金等適正化委員会委員長

大 和 田 進

# 目 次

1	市民活動支援事業の審査結果について -----	1
	市民活動支援事業補助金審査結果表 -----	4
	市民活動支援事業補助金 平成 18 年度補助対象事業募集要領 -----	5
	補助対象経費について -----	11
	応募から終了までの手続の流れ -----	15
	昭島市民活動支援事業補助金交付要綱 -----	16
	平成 18 年度補助対象事業 公開プレゼンテーション -----	20
	公開プレゼンテーション記録写真 -----	65
	[23 頁から66頁省略]	
2	既存補助金の審査結果について -----	67
	[68 頁から82頁省略]	
3	新規補助金の審査結果について -----	83
	[84 頁から98頁省略]	
4	参考資料	
	補助金等適正化委員会要綱 -----	99
	委員名簿 -----	100
	会議の検討経過 -----	100

## 平成 18 年度 市民活動支援事業にかか る 補助対象事業の審査結果について

### 1 募集について

市民との協働による新たな時代に対応したまちづくりの推進のために平成 17 年度に創設した本補助制度については、委員会としても、制度が市民の皆さんの理解を得られるのか、補助対象事業の募集にはどのくらいの応募があるのか、どのような団体が応募してくるのか、また今後の事業運営でどのような課題が出てくるのか、まさに手探りの中でのスタートとなりました。

そのため、市民の方への周知を目的に、広報やホームページの活用をはじめとして公共施設へのポスター掲示、チラシ配布などを行うほか、市民の方が参加しやすいよう夜間に市民団体への説明会を開催したり、NPO 団体の会合に伺い制度の説明をするなどの広報活動を行いました。また、市の全部課を対象に説明会を開催し、所管する関係団体への周知を図ってきました。なお、市民団体への説明会には 12 団体から 17 名の方が出席されました。

そうした広報活動の結果、7 団体から応募をいただきました。その内容を見ると、文化、スポーツ、子ども、環境などさまざまなジャンルに分かれており、改めて市民活動の多様化を感じたところです。この数が果たして多いのか、少ないのか判断は難しいところですが、今後はよりきめ細かい広報活動を行う必要性を痛感したところです。

なお、ご相談をいただいた団体の中には、提出書類が多く煩雑である。補助対象経費が限定されており補助金の使い勝手が悪い。補助率が対象経費の 50 % であるため、自主財源の捻出が困難である。団体として意思決定する必要があり募集期間が短すぎる、などの理由から応募を断念した団体も見受けられ、募集に当たっての今後の課題が見えてきました。

さらに、「活動育成部門」の応募が 1 団体のみであり、これは先進市も同じ状況が見られることから、新たな団体の立ち上げや活動基盤が脆弱な団体の活動を軌道に乗せるための行政の支援についても大きな課題であると考えています。

### 2 公開プレゼンテーションについて

公開プレゼンテーションは、応募 7 団体すべての出席をいただき、11 月 27 日(日)に、公民館小ホールにおいて開催されました。当日は、団体関係者を含めて 46 名の方が参加しました。内容としては、応募状況を勘案して 1 団体 5 分間のプレゼンテーションと委員からの質疑という形で進行することとしましたが、各団体の皆さんの自らの活動に対する情熱と誇りを持ったお話をお聞きすることができ、大変頼もしく感じたところです。また、一般市民の方から提出いただいたコメントシートの内容を見ると、客観的な視点で、暖かい意見と時には厳しい指摘もあり、委員会審査の中で十分参考とさせていただきます

た。

なお、応募団体からは、プレゼンテーションの時間が短すぎる。掲示方法が模造紙1枚ではわかりにくいのでパワーポイントを取り入れてほしい、等の意見が出されましたので、今回の実施状況を踏まえた中で、応募団体数や団体の状況を勘案しながら、委員会として今後のプレゼンテーションのあり方について検討していきたいと考えています。

### 3 補助対象事業の審査について

平成17年12月20日並びに18年1月30日の2回にわたり委員全員が出席し、提出書類と公開プレゼンテーションをもとに、市民からのコメントシートを参考に、補助対象事業の採否について慎重に審査を行いました。

審査に当たっては、個々の応募事業について、効果性の視点から「公益的妥当性」など6項目、適格性の視点から「公平性」など2項目について、適否の審査を行いました。その後、当該事業の「実現性」、「波及効果」、「創造性・先駆性」、「昭島らしさ」の4項目については採点により評価を行いました。（別紙、市民活動支援事業補助金審査結果を参照）

すべての応募事業について総合評価を行った後、補助対象事業として採択すべき事業についての審査を行ったところですが、審査の中では、各委員からさまざまな意見が出されました。

最終的な集約としては、高低はあるものの応募事業すべてに公益性があると判断される。補助制度の初年度であり、事業採択にあたっては柔軟な対応が必要である。当初予定していた予算額の範囲内での対応が可能である。以上のことから、本年度は応募事業すべてを採択すべきであると判断し、その旨を市長に報告することと決定しました。

なお、委員会審査の中で出された意見等については、次のとおりです。点数評価をする中で、公益性が低いと思われる事業については補助金の減額措置を図るべきである。スポーツ、音楽などは、今後同種の事業の応募が予想される。ジャンルごとに枠を設けるなどの措置が必要ではないか。採択にあたって、謝礼等の減額を求めるなど一定の条件を付することも検討すべきである。事業終了後に成果報告会を開催し、出席を義務付ける方法もある。市民活動に企業の協力をいただくなどスポンサーの確保が今後の課題である、などです。

### 4 最後に

本制度は手探りの状態でのスタートであったため、今まで申し上げましたように、募集段階から審査報告までの過程で、市民団体、委員会、事務局の中から、さまざまな意見・要望が出ています。こうした課題の解決を図り、真に市民ニーズに即した、使い勝手の良い制度の構築に向けて努力していきます。

また、一方では、補助金が市民の方からの貴重な税を原資としていることから、補助対

象事業の審査に当たって「公益性」の視点から、より市民の理解を得ることができるようなルールの設定などについて検討を行います。なお、本年4月からは採択事業が実施されますので、今後においては補助金の適正な執行の確保が重要な課題となります。

今回初めての試みの中で、さまざまな課題が見えてきました。平成18年度においては、こうした内容について委員会の中で十分検討していく所存です。

最後になりますが、応募いただいた団体の関係者の皆様に感謝を申し上げ、今後のご活躍を祈念いたしますとともに、これからの昭島市のまちづくりの一翼を担っていただくことを期待いたしております。

# 市民活動支援事業補助金審査結果表

	あきしまおもちゃ病院	OSSK	昭島ボーズ	混声合唱団もくせい	昭島環境フォーラム	ドルチェ	昭島・歴史をよむ会
公益性の妥当性	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
社会ニーズ	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
市民サービス向上への有効性	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
役割分担の妥当性	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
費用対効果	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
類似事業の排除	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
公平性	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
目的と活動の一致	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否	適 ○ 否
実現性	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0
波及効果	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0
創造性・先駆性	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0
昭島らしさ	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0	3 ○ 2 ○ 1 ○ 0
総合評価	12点 (ものを大切にする教育的観点から、少額でも費用をいただくべきと考えます)	10点	9点	9点	12点	9点	12点
審査結果	採択	採択	採択	採択	採択	採択	採択

# 市民活動支援事業補助金

## 平成18年度補助対象事業募集要領

### 1 趣旨

昭島市内では、さまざまな市民団体が、地域の課題の解決やよりよい市民生活の実現のために、自主的に公益的な活動を行っています。

市では、市民との協働によるまちづくりの推進を目的に、こうした団体の公益的なまちづくり活動を支援するため、団体が実施する事業に対して、その経費の一部を補助する「市民活動支援事業補助金」を新たに創設しました。

この補助金が公平かつ効果的に活用されるよう、補助対象事業については公募方式により募集し、書類審査及び一般公開のプレゼンテーションの審査結果をもとに決定します。審査については、第三者機関である補助金等適正化委員会が行います。

### 2 補助対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体が補助対象となります。

- (1) 公益的なまちづくり活動を行っている、又はこれから行おうとしていること。
- (2) 構成員数が5人以上で、市内在住者（在勤者、在学者を含む。）を主たる構成員としていること。
- (3) 主たる活動の場が市内にあること。
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- (5) 市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けていないこと。

### 3 補助対象事業

次に掲げる要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性を有すると認められること。
- (2) 原則として昭島市内で実施すること。ただし、昭島市民を対象としていれば、市外での実施も可能です。
- (3) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に実施すること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けていないこと。

#### 4 補助の種類と内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集・決定しますが、応募することができるのは、A活動育成部門、B活動推進部門のどちらかの部門に、一団体一事業となります。

##### A 活動育成部門

この部門では、原則として設立2年以内の団体が公益的な活動を開始または軌道に乗せるための事業に要する経費を補助します。

補助金額 補助対象経費の2分の1以内で、上限5万円（千円未満は切捨て）

補助期間 1年間（1回）

##### B 活動推進部門

この部門では、すでに市民活動を行っている団体が、財政的に自立した運営を目標に公益的な活動を展開するための事業に要する経費を補助します。

補助金額 補助対象経費の2分の1以内で、上限30万円（千円未満は切捨て）

補助期間 最長3年間（3回）

同一事業で、A活動育成部門とB活動推進部門に連続して応募できます。この場合は、両部門を併せて3年間（3回）を限度とします。

B活動推進部門については、一度の応募・審査で継続して補助が約束されるものではありません。毎年の審査において認められる必要があります。

#### 5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業にかかる経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品（食料費、記念品代等を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 使用料
- (7) その他特に必要と認められた経費（ ）

想定外の経費については、(7)「その他特に必要と認められた経費」として、審査の中で個別に判断します。事業実施に必要な交通費・アルバイト人件費などは対象として認められます。

講師等謝礼、アルバイト単価、交通費など対象経費にかかる算出基準などの詳細に

については、別紙「補助対象経費について」を確認ください。

対象事業にかかる経費に対する補助ですので、次のような経費は対象になりません。

団体の経常的な活動に要する経費（事務所の家賃や光熱水費・事務局員人件費・備品代や経常業務のための消耗品など）

団体の構成員の飲食や親睦に要する経費（会議の茶菓子代・構成員向け記念品代・慰労会費など）

他団体への寄付など

## 6 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知します。

広報あきしま10月1日号

市ホームページ

募集案内チラシを市内公共施設に備え付け

## 7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、応募予定団体に対し制度の概要と申し込み手続きについて説明を行います。

開催日時：平成17年10月19日（水）午後7時から

場 所：市役所301会議室

応募についての問い合わせ・相談については、企画部企画政策室で随時対応します。できるだけ事前に電話連絡の上、お越しください。

## 8 応募の方法

応募の方法は下表のとおりです。

応募期間	平成17年10月5日（水）～11月4日（金）
応募書類	応募に当たっては、次のとおり指定の応募用紙一式をお使いください。 市民活動支援事業補助金要望書（第1号様式） 市民活動支援事業実施計画書（第2号様式） 市民活動支援事業収支予算書（第3号様式） なお、別に添付資料として以下の書類も必要です。 会則・規約・定款等 会員名簿 団体の年間活動や予算・決算等の分かる資料（総会資料等） 応募用紙は、企画部企画政策室窓口で10月5日から配布するほか、市ホームページで同日からダウンロードできます。 （市ホームページアドレス <a href="http://www.city.akishima.tokyo.jp/">http://www.city.akishima.tokyo.jp/</a> ） ご提出いただいた応募書類の返却はできません。

提出方法	<p>市窓口への提出 昭島市役所 3階 企画部企画政策室窓口へ直接ご持参ください。 午前8時30分～午後5時15分（午前12時～午後1時を除く） 土曜・日曜・祭日はお休みです。</p> <p>郵送による提出 11月4日（金）必着締め切りです。ご注意ください。 あて先 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市企画部企画政策室 必ず、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応募書類在中</span> と明記してください。</p>
------	---

## 9 審査方法

応募された事業については、書類審査並びに公開プレゼンテーションによる審査の結果をもとに補助金交付の可否を決定します。審査については、昭島市補助金等適正化委員会が行います。

昭島市補助金等適正化委員会委員については、P 100 委員名簿のとおり

## 公開プレゼンテーションの実施

日時	平成17年11月27日（日） 午前10時～（予定）
場所	昭島市市民会館・公民館小ホール
発表方法	模造紙1枚を使用したプレゼンテーション（1団体3分間を予定）
各団体の発表時間	各団体の順番や実施予定時刻については、応募受付期間終了後に決定し、各応募団体に通知します。 順番や時間等の指定についてはご要望に応じかねますので、ご了承ください。
市民への周知	広報あきしま11月1日号及び市ホームページに掲載します。
市民参加	公開プレゼンテーションに参加した市民の方は、応募事業についての意見をコメントシートで提出することができます。提出されたコメントについては、審査の参考資料として補助金等適正化委員会に提出します。
その他	上記事項に変更が生じた場合には、すみやかに各応募団体に通知します。

## 審査基準について

補助金等適正化委員会では、次の項目に留意して審査を行います。

### (1) 効果性

公益的妥当性	総合基本計画の政策体系に位置付けられるなど、客観的な公益性を有すること。
社会ニーズ	事業活動の目的、視点、内容が今日の社会経済状況に合い、かつ広く市民の共感を得られること。
市民サービス向上への有効性	市民の福祉向上や市民サービスの向上に効果が認められること。
役割分担の妥当性	行政と市民との役割分担の中で、真に昭島市が補助すべき事業・活動と、適切な規模であること。
費用対効果	補助効果が目に見えて現れる具体的な事業であること。
類似事業の排除	すでに実施している補助事業と類似しないこと。
実現性	事業計画には実現に向けた計画性があり、団体にも実現する熱意や工夫があること。
波及効果	事業内容は、市の施策や地域づくりに波及効果をもたらすものであること。
創造性・先駆性	事業活動の目的、内容、手法などが昭島市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた新たな時代変化に対応し、創造性に富み、かつ先駆性を有していること。
昭島らしさ	事業が、水と緑など昭島の地域特性に着目し、独自の歴史・風土に根ざしたものであること。

### (2) 適格性

公平性	補助の効果が広く市民に及ぶもので、特定の団体や個人に対して特権的な利益を与えないこと。
目的と活動の一致	団体の事業活動及び内容が、団体の目的と一致していること。

## 10 補助対象事業の決定について

審査・選考の結果は、平成18年3月中に、「市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(第4号様式)により、各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称については、広報あきしま及び市ホームページで公表します。

## 11 補助金の交付

「市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書」で補助金交付の内定を通知された団体は、同通知書に記載の交付予定額に基づいて、平成18年5月中に、「市民活動支援事業補助金交付申請書」（第5号様式）及び「市民活動支援事業補助金交付請求書」（第7号様式）を提出してください。市では、申請書の提出を受けて補助金交付を正式に決定し、請求書に基づいて補助金をお支払いします。

## 12 事業の報告

補助金交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に実績報告書類を提出していただきます。報告書類として必要なものは以下のとおりです。

「市民活動支援事業補助金実績報告書」（第10号様式）

「市民活動支援事業補助金事業報告書」（第11号様式）

「市民活動支援事業補助金事業収支報告書」（第12号様式）

領収書の写し（コピー）

参考資料（事業の成果物（冊子・パンフレット等）や事業実施時の写真など）

**実績報告により、補助金の交付額よりも実績額が低い場合は補助金の返還をしていただきます。**

## 13 問い合わせ・応募書類の提出・郵送先

昭島市企画部企画政策室

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

TEL 042-544-5111（内線2372）

FAX 042-546-6674

## 補助対象経費について

補助金を適正かつ公正に、各団体の皆さまに交付できるようにするため、下表のとおり「昭島市市民活動支援事業補助金」の補助対象経費について基準を定めます。

この補助金は、市民団体等が自主的に行う公益的なまちづくり活動の支援を目的に、団体が実施する事業に対してその経費の一部を補助するものです。そのため、団体の経常的な活動に要する経費などは補助の対象となりません。

補助金への応募の際は、**この基準をご参照のうえ、事業収支予算書（第3号様式）を作成してください。**

できるかぎり、この基準に沿った予算立てをお願いいたします。

**事業を実施するためやむを得ず、基準に沿わない事項が出てしまう場合には、その理由がわかるように、予算書に内訳を詳しく記載するか、別途書類を添付するなどして、事情の説明をお願いいたします。その事情を含めて、委員会にて適否を判断いたします。**

\*なお、謝礼や委託料が著しく高いなど、あまりに特異な場合には、予算立ての根拠とした見積書等の資料提出をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

### 昭島市市民活動支援事業補助金 補助対象経費基準表

項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
謝礼費	<p><b>総事業費に対する謝礼費の割合が著しく高い場合は対象としない場合があります。</b></p> <p><b>講 師</b></p> <p>一般の人が広く参加する講習会・講演会等に講師を招く場合を対象とします。            団体構成員のみが参加する学習会等のための講師は対象になりません。</p> <p><b>補助の対象となる単価の上限は 1時間あたり14,000円 とします。</b>            上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。</p> <p>内訳欄で、予定講師・単価・時間等を明確にしてください。            （予定している講師について、詳細な資料があれば別添してください。）</p> <p>招聘にかかる交通費は上記単価に含めてください。</p> <p>団体構成員が講師を務める場合、その謝礼は対象になりません。</p> <p><b>アルバイト</b></p> <p>応募事業実施のために必要なアルバイトのみを対象とします（事務運営に関わるとみなされる場合は対象になりません）。</p> <p><b>補助の対象となる単価の上限は、1時間あたり</b>  <b>一般：830円 / 有資格者（保育等）：950円 とします。</b>            上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。</p> <p>内訳欄で、アルバイト内容・単価・時間・人数等を明確にしてください。</p> <p>アルバイトにかかる交通費は、1日300円を限度とします。            謝礼費欄に内訳を明確にしながら計上してください。</p>
(次頁につづく)	

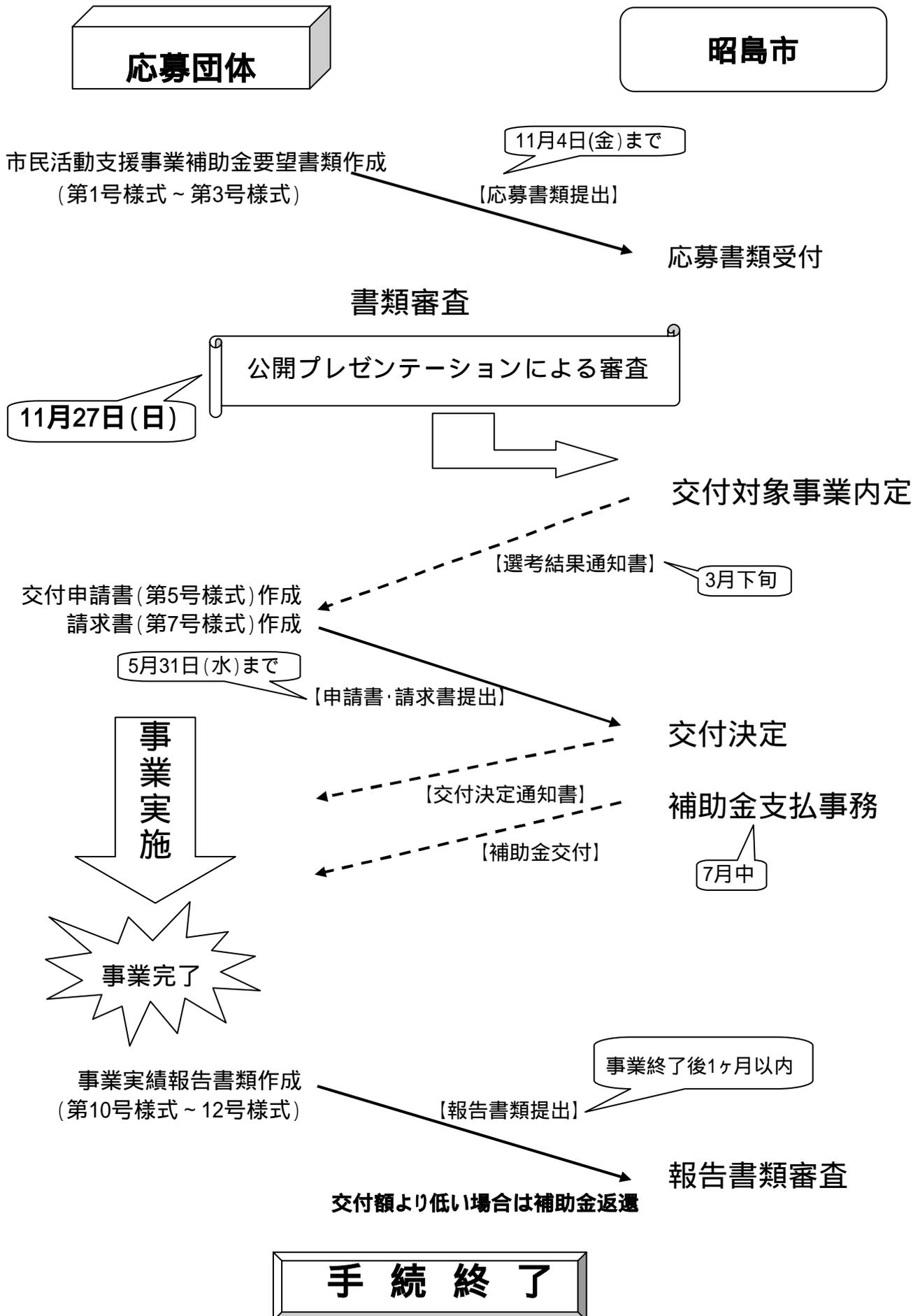
項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<b>謝礼費</b> (つづき)	<b>出演料</b> 内訳欄で、招聘する出演者、単価等を明確にしてください。 (予定している出演者について、詳細な資料があれば別添してください。)
<b>消耗品費</b>	事業に使用する文具、フィルム(DPE含む)等の消耗品を対象とします。 内訳欄で、内容・単価・数量等を明確にしてください。 記念品は対象になりません。 備品となるものは対象になりません(パソコン用ソフトも備品に準じます)。
<b>印刷製本費</b>	チラシ・ポスター・プログラム等の印刷製本費用を対象とします。 内訳欄で、作成物・単価・数量等を明確にしてください。 コピー代は、1枚あたり単価10円で算出してください。 業者に発注する場合も印刷製本費として計上してください(内訳は同様に明示してください)。
<b>通信運搬費</b>	<b>郵送料</b> 郵便代・宅配便代など郵送にかかる費用を対象とします。 内訳欄で、内容・単価・数量を明確にしてください。  <b>運搬費</b> ガソリン代や、業者に発注して運搬する場合などに必要な経費を対象とします。 内訳欄で、内容・単価等を明確にしてください。 構成員が車を提供した場合にはガソリン代のみ対象となります(車の提供者名の領収書ではなく、ガソリンスタンドの領収書が必要となりますのでご注意ください)。提供者への謝礼等は対象になりません。 レンタカー使用の場合で、借上げ代金の中にガソリン代が含まれる場合は、使用料(借上げ料)と一緒に計上してください。 運搬作業のためにアルバイトを要した場合でも、アルバイト費用は「謝礼費」に計上してください。  <b>電話・FAX・インターネット等通信料</b> 通常の事務経費との区別が難しいため、対象になりません。
<b>保険料</b>	<b>事業実施当日はもちろんですが、事業執行にあたり必要な傷害保険等には必ず加入してください。</b> 内訳欄で、内容を明確にしてください。 『ボランティア保険』や『行事保険』は、東京都社会福祉協議会で取り扱っています。市内では、「昭島市社会福祉協議会」にて受付・相談を行っています。  <b>昭島市社会福祉協議会 042-544-0388</b> <b>東京都社会福祉協議会 03-3268-7232</b>

項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<b>使用料</b>	<p><b>会場使用料</b></p> <p>講演会場・展示会場等の使用にかかる経費を対象とします。</p> <p>事業実施のために必要なもののみを対象とします(練習・打合せ等のための会場使用は対象になりません)。本番直前の準備等のための使用は、1回分に限り対象とします。</p> <p>内訳欄で、予定会場・単価・時間等を明確にしてください。</p> <p><b>借上げ料</b></p> <p>資機材・レンタカーなどの借上げにかかる経費を対象とします。</p> <p>事業実施のために必要なもののみを対象とします(練習等のための借上げ料は対象になりません)。本番直前の準備等のためのものは、1回分に限り対象とします。</p> <p>内訳欄で、借用物・単価・時間等を明確にしてください。</p> <p><b>駐車場料金</b></p> <p>事業実施上、真に止むを得ない場合のみを対象とします。 (例：実施当日に係る資機材搬送用車両の駐車など)</p> <p>内訳欄で、内容・単価・時間等を明確にしてください。</p>
<b>その他</b>	<p><b>交通費</b></p> <p>事業実施にあたり必要不可欠な交通費について、<u>公共交通機関を使用した最短の距離</u>で算出した額を補助の対象とします。</p> <p>練習等に要する交通費は補助の対象になりません(但し、本番直前の準備等のためのものは、1回分に限り対象とします)。</p> <p>内訳欄で内容(区間・運賃・人数等)を明確にしてください。</p> <p>タクシーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、タクシーを使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。</p> <p>レンタカーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象としますが、「使用料」に計上してください。</p> <p>団体構成員の車を使用した場合、当該構成員への謝礼は補助の対象になりません。また、そのガソリン代については、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。交通費として計上してください。その場合には、ガソリンスタンドの領収書が必要(車提供者の名前での領収書は不可)となりますのでご注意ください。</p> <p>講師・出演者等の招聘にかかる交通費は、「謝礼費」単価に含んでください。</p> <p>「謝礼」を支払わない講師・出演者への交通費は、実費を「交通費」として計上し、内訳欄で内容(交通機関・運賃等)を明確にしてください。</p>

(次頁につづく)

項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<p><b>その他</b> (つづき)</p>	<p><b>委託料</b></p> <p>総事業費に対する委託料の割合が著しく高い場合、あるいはその作業を外部に委託する必要性が認められない場合には、対象としない場合があります。</p> <p>内訳欄で、委託内容を明確にしてください(詳細な資料があれば別添してください)。</p> <p>その他、事業実施に必要と認められるものを対象とします。</p> <p>例：<b>各種申請手数料</b>・<b>振込手数料</b>・<b>印紙代</b>・<b>著作権料</b> など</p> <p>「雑費」「予備費」等の名目では対象になりませんので、具体的に記載してください。</p> <p>内訳欄で、内容や必要な事情等を明記してください。</p>
<p><b>対象外経費</b></p>	<p>以下のような経費は、補助の対象になりません。</p> <p><b>団体事務運営費</b></p> <p>備品や日常事務のための消耗品購入費・通信費・印刷費・人件費・家賃・光熱費など</p> <p><b>食糧費</b>・<b>宿泊費</b>・<b>受取人が構成員となる「謝礼」等</b></p> <p>その他、当補助金制度の趣旨・申請事業の内容等を勘案して、<u>委員会が適切でない</u>と判断するものは対象になりません。</p>

# 応募から終了まで手続の流れ



## 昭島市市民活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と市の協働によるまちづくりを推進することを目的に、市民団体が自主的に行う福祉、保健、教育、環境等に係る公益的なまちづくり活動を支援するために交付する補助金について、昭島市補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象とする団体は、公益的なまちづくり活動を行っている、又は行おうとしている市民団体で、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体並びに市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けている団体は、対象としないものとする。

(1) 構成員数が5人以上で、市内在住者（在勤者及び在学者を含む。）を主たる構成員としていること。

(2) 主たる活動の場が市内にあること。

### (補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げる部門の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 活動育成部門 原則として設立2年以内の市民団体が公益的な活動を開始又は軌道に乗せるための事業に要する経費に対する補助金

(2) 活動推進部門 市民団体が財政的に自立した運営をしていくことを目標として公益的な活動を展開するための事業に要する経費に対する補助金

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民団体が自主的に行うまちづくり活動で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 公益性を有すると認められるもの

(2) 原則として市内で実施するもの

(3) 計画から実施まで責任を持って遂行できるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。この場合において必要に応じ、補助対象経費

の範囲を別に定めるものとする。

- ( 1 ) 講師等謝礼
- ( 2 ) 消耗品 ( 食料費、記念品代等を除く。)
- ( 3 ) 印刷製本費
- ( 4 ) 通信運搬費
- ( 5 ) 保険料
- ( 6 ) 使用料
- ( 7 ) その他特に必要と認めた経費

( 補助金の額 )

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる部門の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、毎年度予算の範囲内において決定する。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- ( 1 ) 活動育成部門 補助対象事業 1 件当たり、補助対象経費の 2 分の 1 の額又は 5 万円のいずれか低い額
- ( 2 ) 活動推進部門 補助対象事業 1 件当たり、補助対象経費の 2 分の 1 の額又は 30 万円のいずれか低い額

( 補助金の交付期間 )

第 7 条 活動育成部門の補助金は、同一団体で同一の補助対象事業につき 1 年を限度に、活動推進部門の補助金は、同一団体で同一の補助対象事業につき 3 年を限度に交付する。

2 活動育成部門の補助金の交付を受けた団体が、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度以降に活動推進部門の補助金の交付を受けるときは、同一の補助対象事業につき 2 年を限度に交付する。

( 補助金の申請 )

第 8 条 補助金の交付を要望しようとする市民団体 ( 以下「補助要望団体」という。 ) は、次に掲げる書類を市長に提出し、審査を受けるものとする。

- ( 1 ) 市民活動支援事業補助金要望書 ( 第 1 号様式 )
- ( 2 ) 市民活動支援事業実施計画書 ( 第 2 号様式。以下「計画書」という。 )
- ( 3 ) 市民活動支援事業収支予算書 ( 第 3 号様式。以下「予算書」という。 )

( 審査 )

第 9 条 前条に規定する審査は、昭島市補助金等適正化委員会が行う。

2 審査基準及び方法については、別に定める。

(補助対象事業の選考及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果について市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書(第4号様式)により、補助要望団体に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の通知により補助金対象事業として補助金の交付を受けることができることとなった市民団体は、市民活動支援事業補助金交付申請書(第5号様式。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合、申請書及び関係書類を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、市民活動支援事業補助金交付決定通知書(第6号様式)により当該申請書を提出した市民団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた市民団体は、市民活動支援事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは速やかに当該請求書を提出した市民団体に補助金を交付するものとする。

(事業計画の変更等)

第14条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、既に提出した計画書及び予算書の内容を変更する必要があるときは、速やかに市民活動支援事業補助金変更申請書(第8号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出を受けた場合、内容を審査し変更を認めるときは、市民活動支援事業補助金変更決定通知書(第9号様式)により当該団体に通知するものとする。

(実績報告等)

第15条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、補助対象事業が終了したときは速やかに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 市民活動支援事業補助金実績報告書(第10号様式)

(2) 市民活動支援事業補助金事業報告書(第11号様式)

(3) 市民活動支援事業補助金事業収支決算書(第12号様式)

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた額より、実績報告書に基づく補助金の額が低いとき

(2) 偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき

(3) その他、この要綱及び規則に反すると認められるとき

(経理)

第17条 補助決定団体は、補助対象経費の支出に当たっては、領収証書を徴し、帳簿を備え、経理状況を常に明確にしておくものとする。

(庶務)

第18条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月17日から実施する。

# 昭島市市民活動支援事業補助金

平成18年度補助対象事業

公開

プレゼンテーション

平成17年11月27日(日)

於 市民会館・公民館小ホール

企画部企画政策室

# 公開プレゼンテーション日程

平成 17 年 11 月 27 日

於 市民会館公民館小ホール

- 1 開 会
- 2 昭 島 市 企 画 部 長 あ い さ つ
- 3 補 助 金 等 適 正 化 委 員 会 委 員 長 あ い さ つ
- 4 同 委 員 会 委 員 の 紹 介
- 5 公 開 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン  
あ き し ま お も ち や 病 院  
O S S K  
昭 島 ボ ー イ ズ  
混 声 合 唱 団 も く せ い  
昭 島 環 境 フ ォ ー ラ ム  
ド ル チ エ  
昭 島 ・ 歴 史 を よ む 会
- 6 閉 会

# 公開プレゼンテーション参加団体一覧

発表順	団体名	事業名	事業の内容	要望部門	補助要望額(円)
1	あきしまおもちゃ病院	子どものおもちゃの修理	子どもたちにおもちゃの修理を通じて喜びと、ものの大切さを理解してもらったため、定例修理と出張修理を実施する。	A 育成(限度額5万円)	43,000
2	OSSK	「昭島の自然と史跡」ビデオ上映会	「昭島の自然と史跡」をテーマにビデオを製作し、上映会を通して、市民の方に昭島の自然と史跡を知ってもらう。	B 推進(限度額30万円)	25,000
3	昭島ボーイズ	少年少女硬式野球教室	野球人口の増大と底辺拡充のため、社会人野球の講師(投手、捕手、内野手、外野手)を招き、分野ごとに特別教室などを実施する。	B 推進(限度額30万円)	300,000
4	混声合唱団もくせい	第3回「S.バツハ作曲」クリスマスオラトリオ ~ 部、ほか	オーケストラ付きの合唱曲を多くの方に聴いていただき、250年前から多くの国々で歌い継がれてきた、この名曲のすばらしさを感じていただくとともに、地域文化の向上に寄与する。	B 推進(限度額30万円)	300,000
5	昭島環境フォーラム	昭島環境マップ(VOL2)の作成及び発行	環境をテーマにした環境マップの継続的な製作・発行によって、地域の環境・自然データの収集とデータベース作り、しいては、環境保全や環境教育に資する。	B 推進(限度額30万円)	300,000
6	ドルチェ	演奏会形式によるオペラ公演とガラコンサート	舞台総合芸術としてのオペラを、昨年の市制施行50周年記念事業の一環として実施したが、それを土台として小空間でのオペラ公演を目指し、市民が幅広い音楽に親しみ、参加するもの。	B 推進(限度額30万円)	300,000
7	昭島 歴史をよむ会	昭島市の近世古文書の解読と近世日本社会史の研究	昭島市、多摩地区に現存する近世古文書の解読と近世史を研究し、その成果を資料集などに発表し、地域史(地方史)の向上と一般的普及に寄与する。	B 推進(限度額30万円)	300,000

## 平成17年度既存補助金審査結果一覧

補助金 番号	名 称	交付先	分類	判定	意見等	報告書 ページ	
1	5	職員福利厚生会事業交付金	昭島市職員福利厚生会	負担的	継続	今日の市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、事業の縮小と、本来の趣旨（保健、元気回復）に合った事業展開を図る必要がある。	68
2	6	昭島防火協会補助金	昭島防火協会	奨励的	継続	本来、消防署が行う活動を協会が行っており、安心・安全なまちづくりには必要な補助である。	69
3	14	自治会集会所借地料等補助金	東町東町会ほか32自治会	奨励的	継続	公共施設が少ない状況の中では、活動の場の確保に対する補助は欠くことができないが、活用実態に合わせた検討を行われたい。	70
4	19	三多摩メーデー補助金	三多摩メーデー実行委員会(連合系)	奨励的	終期の設定	メーデーの意義も従来とは異なってきており、市民の目から見ると公益性に疑問がある。	71
			三多摩メーデー実行委員会(全労連系)	奨励的	終期の設定	メーデーの意義も従来とは異なってきており、市民の目から見ると公益性に疑問がある。	72
5	33	親子水田農業体験教室補助金	昭島市米生産者組合	奨励的	継続	親子のふれあいや農業への理解、緑の保全の面から積極的に推進するとともに、補助の有効活用に努められたい。	73
6	34	学校給食米供給支援事業補助金	昭島市米生産者組合	奨励的	継続	市内で生産される米に対する理解と都市農業の推進、地産地消の観点と市民ニーズも高いことから積極的に取り組むべきである。	74
7	35	減農薬推進費補助金	農業生産団体連絡協議会	奨励的	継続	安全・安心面から補助は必要である。農業関係の補助制度が多く、整理統合などを検討すべきである。	75
8	36	特別栽培農産物推進事業補助金	昭島エコファーマーズ	奨励的	継続	都市農業の推進に必要な補助であるが、少額補助であり効果に疑問がある。農業関係補助金は整理統合すべきである。	76
9	74	老人クラブ運営費補助金	老人クラブ連合会	奨励的	継続	高齢者の社会参加への補助は必要である。東京都の補助もあり継続すべきである。	77
			単位老人クラブ	奨励的	継続	高齢者の社会参加への補助は必要である。東京都の補助もあり継続すべきである。	78
10	110	青少年とともにあゆむ地区委員会補助金	地区委員会(小学校15地区)	奨励的	継続	地域により活動状況にばらつきがあるので、時節に合った活動や地域特性を活かした活動のさらなる活発化を願いたい。	79
11	111	青少年とともにあゆむ中学校地区連絡会補助金	地区委員会(中学校6地区)	奨励的	継続	地域により活動状況にばらつきがあるので、時節に合った活動や地域特性を活かした活動のさらなる活発化を願いたい。	80
12	121	スカウト育成補助金	昭島市スカウト育成連絡協議会	奨励的	継続	会員数が減少している状況にあるが、事業内容の工夫と効果的な補助金の活用を願いたい。	81
13	125	文化団体育成補助金	昭島市文化協会	奨励的	継続	補助金の大半が市民会館使用料と会報の経費に当てられており、補助する必要がある。	82

平成17年度新規補助金審査結果一覧

(単位:千円)

	補助金名	交付先	予算額	財源内訳			判定	ページ
				国補助	都補助	昭島市		
1	コミュニティ協議会補助金	あきしま・街づくり市民会議・なかがみ	500			500	適	84・85
2	モデル地区協議会補助金	(仮称)市立武蔵野会館建設・運営協議会準備会	300			300	適	86・87
3	福祉サービス第三者評価事業補助金	市内で福祉サービスを提供している事業者	4,250		3,125	1,125	東京都補助があり、審査から除外する。	88
4	地域福祉権利擁護事業補助金	社会福祉協議会	950		250	700	東京都補助があり、審査から除外する。	89
5	障害者参加型サービス活用事業補助金	自立センター・昭島	4,000		2,000	2,000	東京都補助があり、審査から除外する。	90
6	シルバー人材センター活性化推進事業補助金	シルバー人材センター	2,000		1,000	1,000	東京都補助があり、審査から除外する。	91
7	公共施設地域管理補助金	市立武蔵野会館運営協議会	1,295			1,295	適	92・93
8	生涯学習区協議会育成補助金	つつじが丘北小・いきいき楽習協議会	2,000			2,000	適	94・95
9	地域包括支援センター補助金	地域包括支援センター	2,000		1,000	1,000	国補助が予定されており、審査から除外する。	96
10	小規模多機能型居宅介護拠点整備補助金	拠点を整備する社会福祉法人	7,500	交付金予定	交付金予定	未定	国、都補助が予定されており、審査から除外する。	97
11	認証保育所事業費補助金	都が認証している保育所	18,731		9,365	9,366	東京都補助が予定されており、審査から除外する。	98

## 昭島市補助金等適正化委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市が交付する補助金及び負担金(以下「補助金等」という。)の適正化を図るため、補助金等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金等の交付制度に関する事。
- (2) 補助金等の交付基準に関する事。
- (3) 補助金等交付申請の評価に関する事。
- (4) その他、補助金等の適正化に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 公募による市民 1人

3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 の要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月11日から実施する。

## 昭島市補助金等適正化委員会委員名簿

区分	氏名	備考
委員長	大和田 進	有識者
副委員長	座間 康臣	有識者
委員	池宮城 直美	市民公募
委員	川島 久義	有識者
委員	山田 諭子	有識者

## 会議の検討経過

会議	開催日	内容
第1回	平成17年7月15日	新委員の就任について 市民活動支援事業補助制度の創設について 新設補助金の審査について 既存補助金の審査について
第2回	平成17年11月27日	平成18年度補助対象事業公開プレゼンテーション
第3回	平成17年12月20日	既存補助金の審査について 新設補助金の審査について 市民活動支援事業補助対象事業の審査について
第4回	平成18年1月30日	総括審査 平成17年度報告書(案)について
第5回	平成18年3月23日	報告